

つみたてねんきん2 (外貨建)

外貨建個人年金保険
予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得する 個人情報の利用目的	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。 ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
この書面の表記について	この「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からの お知らせ	- この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。 0120-770-837 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要／注意喚起情報)



- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
 - 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。
- 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。

〔募集代理店〕

ほけんの
窓口

商品についてのお問い合わせは
店舗までご相談ください

お近くの店舗はホームページにて検索ください
<https://www.hokennomadoguchi.com>

店舗一覧QR



募集代理店 ほけんの窓口グループ株式会社
〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング20階
ほけんの窓口カスタマーセンター ☎0120-605-804
平日9:00～19:00 土日祝 9:00～17:30 年末年始除く

〔引受保険会社〕

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
www.nw-life.co.jp

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員です。

日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、シニア富裕層マーケットを中心にお客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスを提供しております。

■ 高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

■ 沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認ください事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

■ 商品パンフレット	1
■ 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）	15
■ お客さまへの送付書類のご案内	43
■ WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内	

「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています（WEB版）。冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

未来の備えを、外貨で準備しませんか？

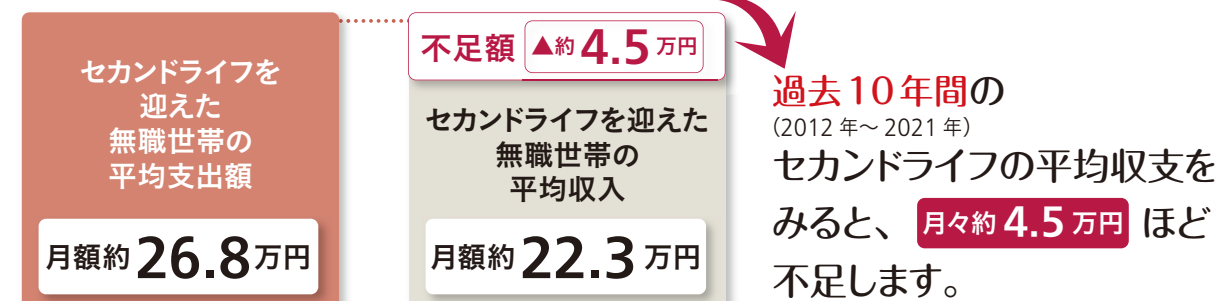
“つみたてねんきん2”は、毎回一定額の「円」でお払込みいただいた保険料を、米ドルまたは豪ドルで積立てる定額年金です。

■ 長くなる日本人の平均寿命



長生きはよろこばしい反面、お金の心配も…

■ セカンドライフの収入と支出

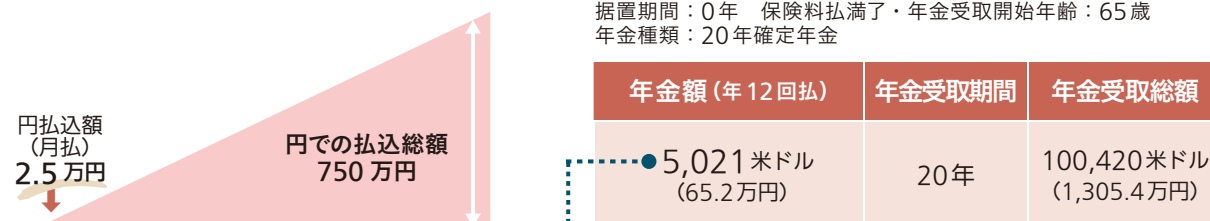


未来を安心して迎えるために計画的に準備することが大切です。

つみたてねんきん2で**未来の備え**を準備しませんか？

【イメージ図】

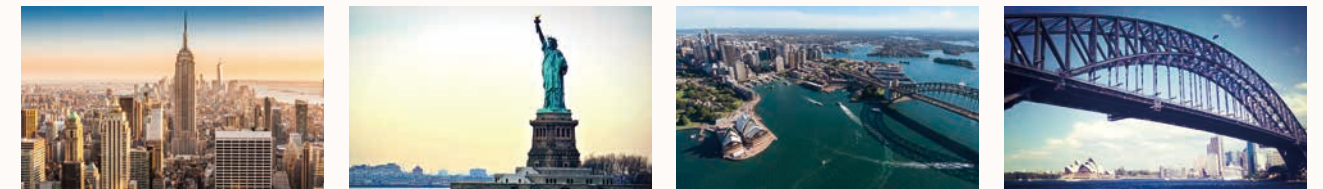
【前提条件】契約年齢：40歳 男性
利率連動プラン 契約時の予定利率：3.50% 指定通貨：米ドル
据置期間：0年 保険料払満了・年金受取開始年齢：65歳
年金種類：20年確定年金



月々2.5万円を“つみたて”て
毎月の不足額 **月々約 4.5 万円** を
補うことができます。

1ヵ月あたりの年金額
● 418 米ドル (5.4 万円)

- ！ ご注意**
- 上記の年金額等は、予定利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に記載されるとおりとなりますのでご確認ください。
 - 上記の円換算額は、保険料円払時から年金受取時まで適用されるレートを130円と仮定しています。



“**つみたてねんきん2**”は

利率固定プラン と **利率連動プラン** の

2つのプランから選択できます。

	利率固定プラン 外貨建個人年金保険	利率連動プラン 予定利率金利連動型外貨建個人年金保険
指定通貨	米ドル・豪ドル	米ドル・豪ドル
予定利率	ご契約の時期にかかわらず、 あらかじめ設定された利率 が保険期間を通じて適用されます。	ご契約時の 市場金利情勢に応じて設定された利率 が保険期間を通じて適用されます。
市場価格調整	適用されません。	解約時や年金一括受取時に 適用されます。 ※契約日より40年間
年金原資の一時受取*	取扱います。	取扱いません。

*年金受取開始時までには所定のお手続きをおとりいただくことで、年金原資と同額を一時金としてお受取りいただけます。

※「利率固定プラン」「利率連動プラン」とも、契約時の予定利率が保険期間を通じて適用されます。

利率固定プラン 3 ページへ

利率連動プラン 5 ページへ

将来の資産作りのため、
円だけではなく
外貨で資産を準備することも
検討してみませんか。



外貨建個人年金保険

0歳～70歳

10歳～85歳

月払： 20,000 円
年払：240,000 円

口座振替扱
クレジットカード扱

- 予定利率はあらかじめ設定されています。
- もし市場金利が低下しても、予定利率は保険期間を通じて一定です。

- 保険料を「円」で毎回一定額お支払いいただくことで、「ドルコスト平均法」の効果が期待できます。
- クレジットカードでもお支払いできます。

- 受取方法は、一時金受取*と年金受取が選択可能です。
- 円でも外貨でも受取ることができます。

*所定のお手続きが必要となります。

- 被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。
- この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額です。
- 為替相場の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- 費用とリスクの詳細については、 **注意喚起情報** を必ずご覧ください。

利率連動プラン

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

指定通貨



契約年齢

0歳～70歳

年金受取開始年齢

10歳～85歳

最低保険料

月払：20,000円
年払：240,000円

保険料払込経路

口座振替扱
クレジットカード扱

1 予定利率は一定

- 予定利率は、毎月1日にその時の市場金利情勢に応じて設定されます。
- もし市場金利が低下しても、契約時の予定利率は保険期間を通じて一定です。

2 保険料は 円で一定

- 保険料を「円」で毎回一ことで、「ドルコスト平均法」
- クレジットカードでもお払

定額お払込みいただくの効果が期待できます。
込みできます。

3 高い予定利率

- 解約払戻金のお支払い等の際に市場価格調整を適用する代わりに、「利率固定プラン」に比べて高い予定利率を設定します。

※市場金利情勢によっては、市場価格調整を適用しない商品よりも低くなる場合があります。

【イメージ図】

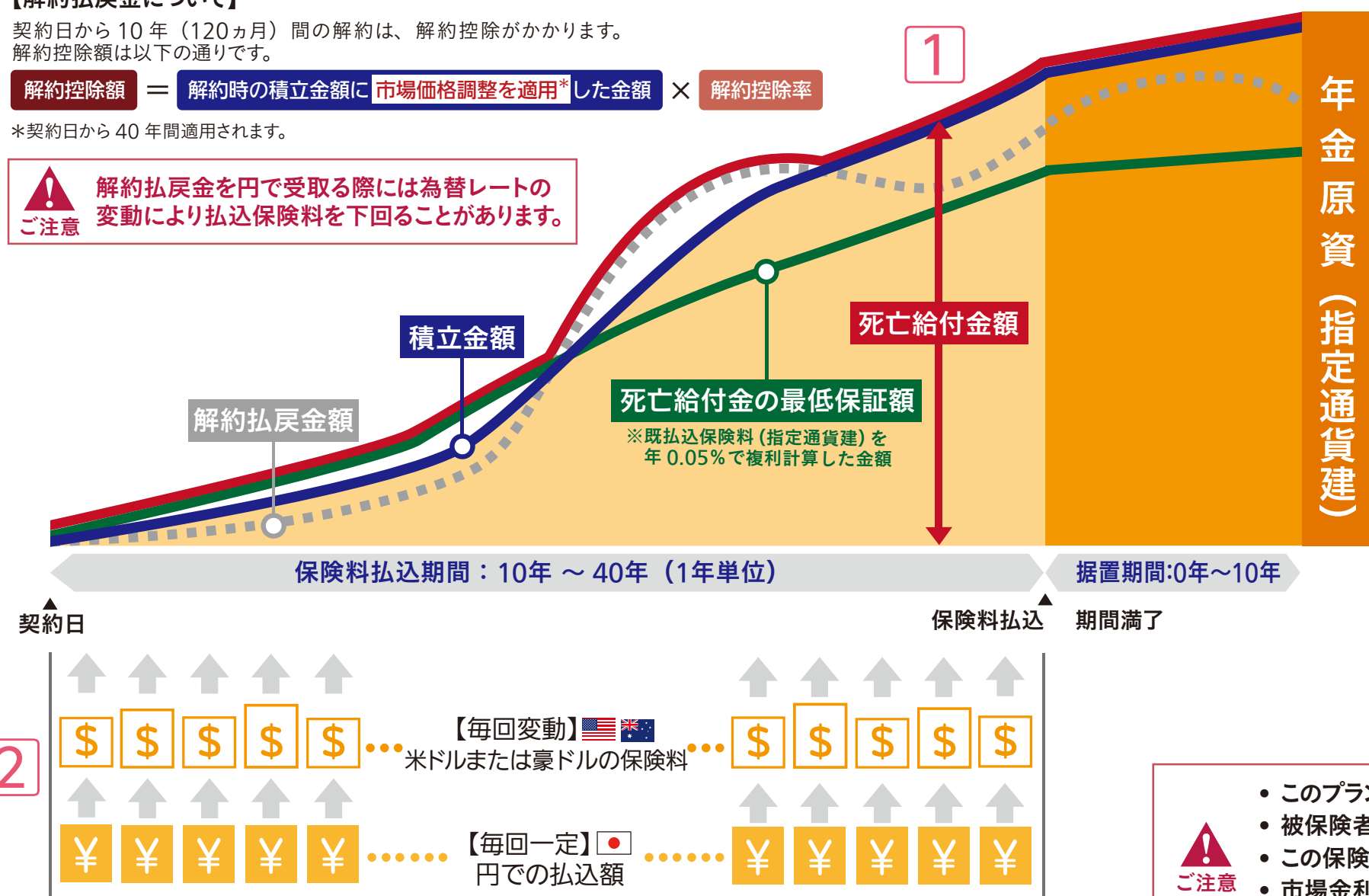
【解約払戻金について】

契約日から10年（120ヵ月）間の解約は、解約控除がかかります。
解約控除額は以下の通りです。

$$\text{解約控除額} = \text{解約時の積立金額に市場価格調整を適用*した金額} \times \text{解約控除率}$$

*契約日から40年間適用されます。

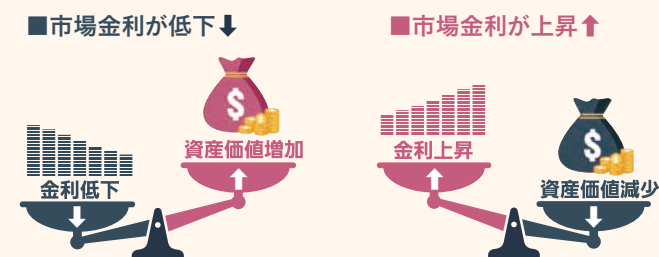
！ ご注意 解約払戻金を円で受取る際には為替レートの変動により払込保険料を下回ることがあります。



市場価格調整とは？

解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。くわしくは **！ 契約概要** をご覧ください。

【イメージ図】



【確定年金】



年金受取期間：5年・10年・20年・30年

年金受取開始日

1年間の年金受取回数は、年1・2・4・6・12回から選択できます。
※年金額は指定通貨（米ドルまたは豪ドル）で一定です。
※年金（一括受取も含む）を円で受け取る場合の為替手数料は**無料**です。



- このプランでは、保険料の払込停止や再開のお取扱いはありません。
- 被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。
- この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額です。
- 市場金利や為替相場の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- 費用とリスクの詳細については、**！ 注意喚起情報** を必ずご覧ください。



指定通貨（米ドルまたは豪ドル）に換算された保険料は、所定の為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに増減します。

3

■為替リスクに備える

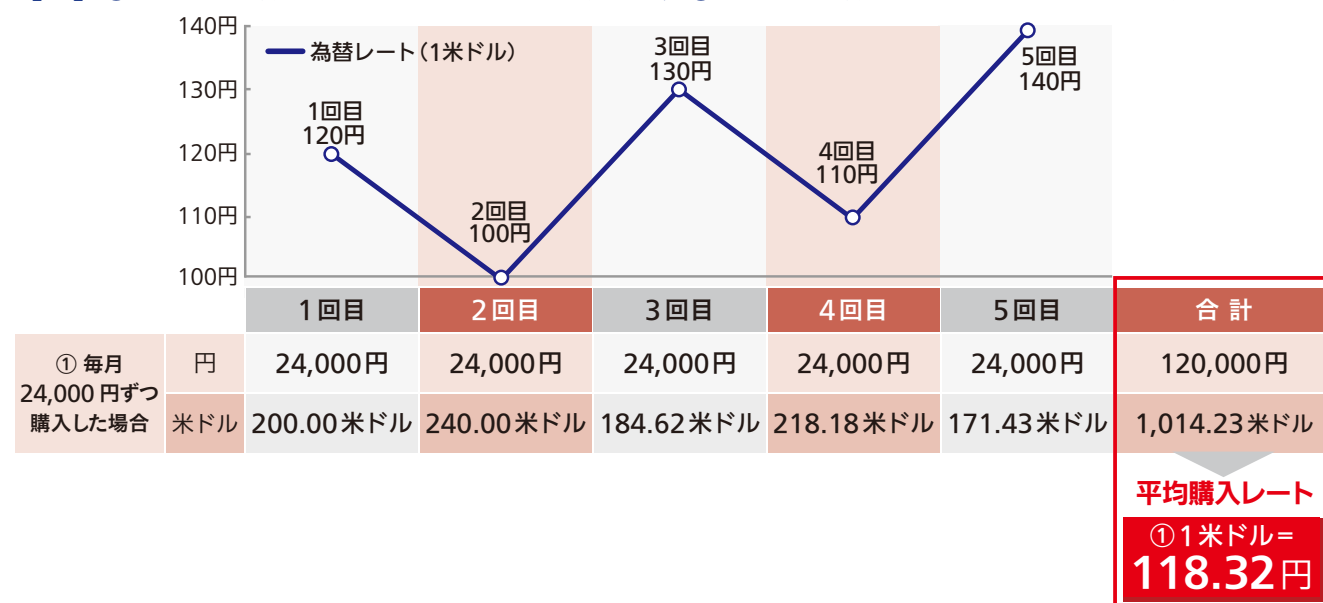
～コラム～

ドルコスト平均法とは

為替レートは日々変動しており、外貨建商品を購入する際のリスクとなっています。
このリスクを軽減する具体的な方法の一つが「**ドルコスト平均法**」です。

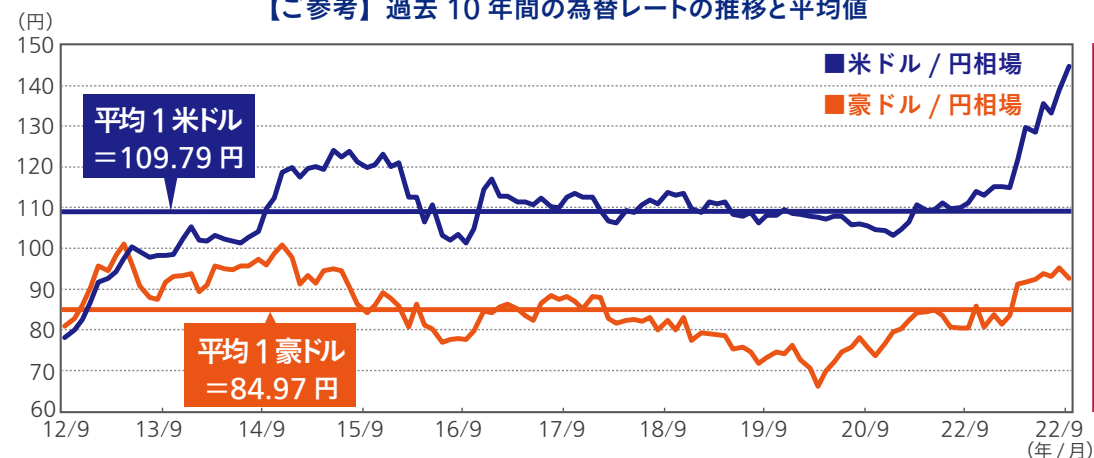
外貨で一定金額ずつ購入していくのではなく、円貨で一定金額ずつ購入していくことで、円高の時には外貨を多く購入でき、逆に円安の時には外貨を少なく購入することになるため、平均購入単価を低く抑えることができます。
このことで、為替変動リスクの軽減が期待できます。

【例】①毎回一定額の円で米ドルを購入した場合と、②毎回一定額の米ドルを円で購入した場合の比較



※上記の為替レートは仮定のものであり、実際の為替レートの変動を表したものではありません。
※数値は、算出結果の小数第3位を四捨五入して表示しています。

【ご参考】過去 10 年間の為替レートの推移と平均値



【出所】Bloomberg のデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

⚠️ ご注意

- ・グラフは、2012 年 9 月から 2022 年 9 月までの各月末の数値を表示しています（月中の推移は反映していません）。
- ・グラフは、過去の数値に基づき作成したものであり、将来の動向および利益を保証するものではありません。

新為替ターゲット特約について

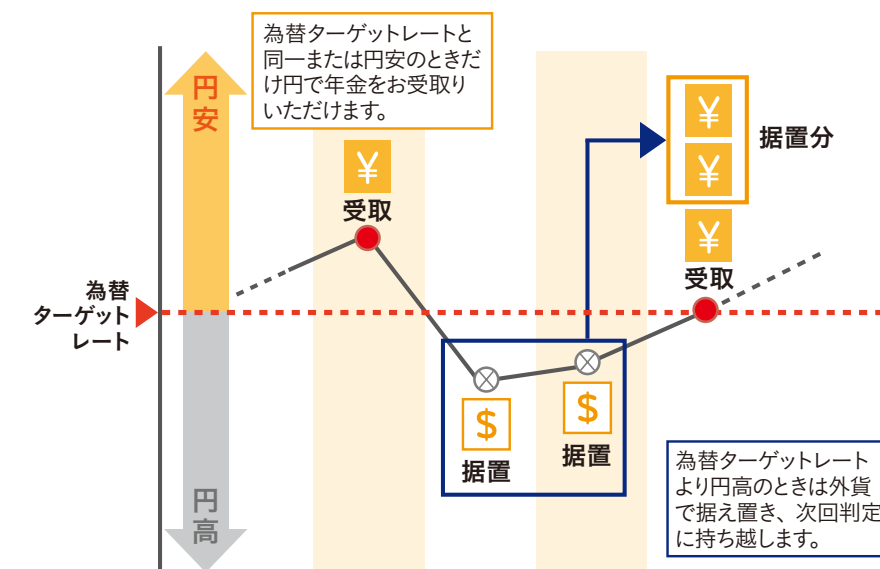
年金受取時、円高になった時に備える。

円高であれば年金を受取らず、指定通貨のまま**据え置けるしくみ**があります。

どのようなしくみなのか？

指定したレート（**為替ターゲットレート**）で円で受取るか、**指定通貨で据え置く**かを自動判定するしくみです。

【イメージ図】



※据え置かれた年金と利息は、指定通貨または円で引き出すことができます。

どのように為替ターゲットレートは決められるのですか？

円で受取っても損をしない**損益分岐レート**が自動設定されます。

計算方法

$$\frac{\text{保険料 円払込総額 } \text{¥}}{\text{年金受取総額 (指定通貨建) } \$} = \text{損益分岐レート}$$

例 (米ドル建)

$$1,000 \text{ 万円} \div 100,000 \text{ 米ドル} = 100 \text{ 円}$$

為替ターゲットレートは変更できますか？

お電話でも変更が可能です。

年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは 50 円から 200 円まで、1 円単位で変更できます。

※為替ターゲットレートは毎年の年金支払日を基準とし、年単位で適用されます。
（適用されるレートの変更は年 1 回となります。）



保険料について

いくらから、はじめられますか？

月払 **2万円**からはじめられます。

保険料は毎回変動しますか？

毎回**円で一定額**をお支払いいただき、指定通貨（米ドルまたは豪ドル）建の保険料に換算して充当します。

高額割引について

この保険は、お支払いいただく保険料（円払込額）が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。

基準額：年払（月払）
800,000円（67,000円）以上
500,000円（42,000円）以上

※高額割引の適用可否の判定はご契約毎に行い、他のご契約との通算は行いません。

※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。

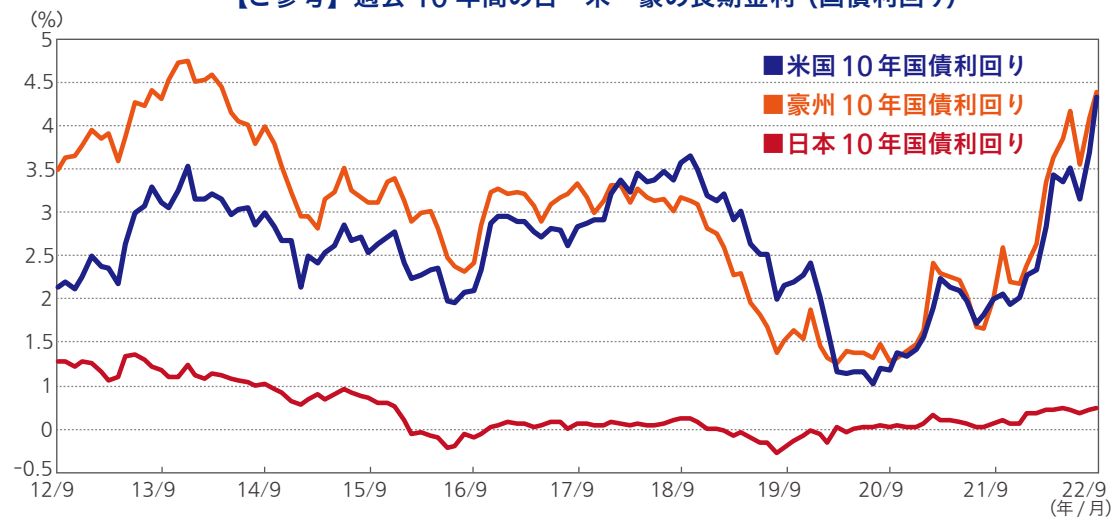
外貨で運用

指定できる通貨は何がありますか？

米ドルか豪ドルから選択できます。アメリカやオーストラリアの高い金利を活かした運用成果が期待できます。

※市場金利情勢によっては、日本の金利より低くなる場合があります。

【ご参考】過去 10 年間の日・米・豪の長期金利（国債利回り）



【出所】Bloomberg のデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

→年払の場合は24万円からはじめられます。

→指定通貨への換算レートは「TTM（対顧客電信仲値）＋50銭」を用います。

※TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

→指定通貨を契約後に変更することはできません。

！ ご注意

- グラフは、2012 年 9 月から 2022 年 9 月までの各月末の数値を表示しています（月中の推移は反映しておりません）。
- グラフは、過去の数値に基づき作成したものであり、将来の動向および利益を保証するものではありません。

加入プランについて

何歳から加入できますか？

0 歳から **70 歳**まで加入できます。

どのくらいの期間、保険料を払込む必要がありますか？

- **利率固定プラン**：最短 **10 年** ～ 最長 **50 年**
- **利率連動プラン**：最短 **10 年** ～ 最長 **40 年**

払込満了年齢を指定することもできます。

いつから年金を受取りはじめられますか？

10 歳から **85 歳**の間で、年金受取開始年齢を選べます。

保険料払込期間満了後、すぐに年金をお受取りいただけます。

【イメージ図】



年金の受取期間は選べますか？

受取期間を **5 年・10 年・20 年・30 年**から選べます。

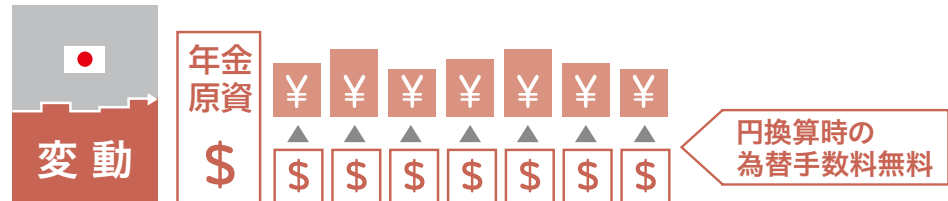
年金はどの通貨で受取れますか？

米ドル・豪ドル（指定通貨）でも **円**でも受取れます。

1 指定通貨で年金をお受取り【イメージ図】



2 円に換算して年金をお受取り【イメージ図】



→ご契約時の被保険者の満年齢となります。

→払込期間は1年単位でご選択いただけます。

→保険料払込期間、保険料払込満了年齢は所定の範囲でご選択いただけます。

→保険料払込期間満了から年金受取開始まで、積立金を最大10年（1年単位）据え置くことも可能です。

→受取期間はご契約時にご選択いただいた後、変更することはできません。

→円で年金を受取った後は、指定通貨での年金受取はできません。
年金の円貨への換算レートは「TTM（対顧客電信仲値）」を用います。
年金受取時の為替レート（TTM）により、毎回の年金額は変動します。

MEMO

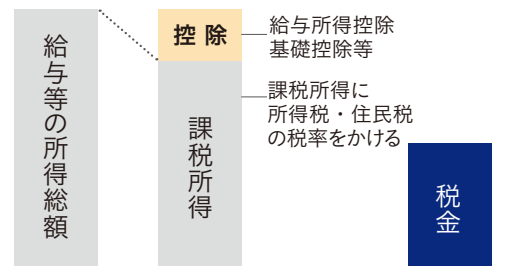
■個人年金保険料控除について

個人年金保険料控除で、税金の負担を軽減します。

「個人年金保険料控除」とは、払込んだ保険料に応じて、一定の金額がその年の所得から差し引かれ、所得税や住民税の負担が軽減される制度です。

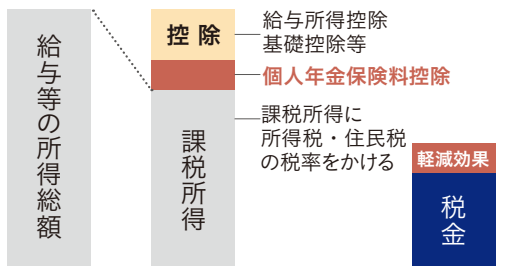
個人年金保険料控除を利用しない場合

【イメージ図】



個人年金保険料控除を利用した場合

【イメージ図】



個人年金保険の保険料を年間 80,000 円以上払込んだ場合、控除額は所得税 40,000 円、住民税 28,000 円となります。

年収と家族構成等に応じて税額が軽減されます。

所得税 40,000 円、住民税 28,000 円の控除を受けた場合の合計軽減額例（給与所得者の場合の目安）

年 収	家 族 構 成		
	単身世帯 	夫婦のみ 	夫婦と子ども2人 (高校生と大学生) 
600万円	6,900円	6,900円	4,800円
800万円	11,000円	11,000円	6,900円
1,000万円	11,000円	11,000円	11,000円

※社会保険料控除を年収の 15% として計算。復興特別所得税を含めて計算。

※夫婦はいずれか 1 人が年収を得ているケース。

※ 16 歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いた家族構成で上表をみてください。

【出所】公益財団法人 生命保険文化センター「知っておきたい生命保険と税金の知識」（2022 年 4 月改訂版）を参考に ニッセイ・ウェルス生命が作成

個人年金保険料控除が適用されるためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- 年金受取人は契約者（保険料負担者）またはその配偶者のいずれかであること。
- 年金受取人は被保険者と同一人であること。
- 保険料払込期間が 10 年以上であること。
- 確定年金の場合、年金受取開始が 60 歳以降で、かつ年金受取期間が 10 年以上であること。

※個人年金保険料税制適格特約を付加しない場合、払込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。



税務のお取扱いは 2023 年 1 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

特約を付加するにあたり、費用はかかりません。

特約名称	特約概要	契約に関する 手続きの代理	保険金等の 請求の代理	契約内容照会
保険契約者 代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人 が所定の手続きを行うことができます。 ※年金開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	○	○ 契約者と受取人が同一人の場合	
	ご家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。			○
指定代理 請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、 被保険者にかわり、指定代理請求人 が年金の代理請求を行うことができます。		○	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます！



契約者のためにまとめた
お金が必要だけど
認知症で解約の手続きが
できない…
どんな内容の保険に
入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が
手続可能です。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、
契約者に所得税・住民税が課税されます。なお、保険契
約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

保険契約者代理特約には
ご家族登録制度が
付帯されます。

「ご家族登録
制度利用規程」
はコチラ



■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
☐ 保険証券再発行 ☐ 住所変更 ☐ 減額・解約 ☐ 死亡給付金の請求 (死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合) 等	☐ 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 ☐ 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 ☐ 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります (例：解約等の出金を伴うお手続き)。



ご注意

- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます！



被保険者が入院中で
意識がないため
年金を請求できない…



指定代理請求特約を活用すると…

あらかじめ指定された指定代理請求人が
請求可能です。

ただし、年金は指定代理請求人の口座では
お受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A	A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A	B	B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

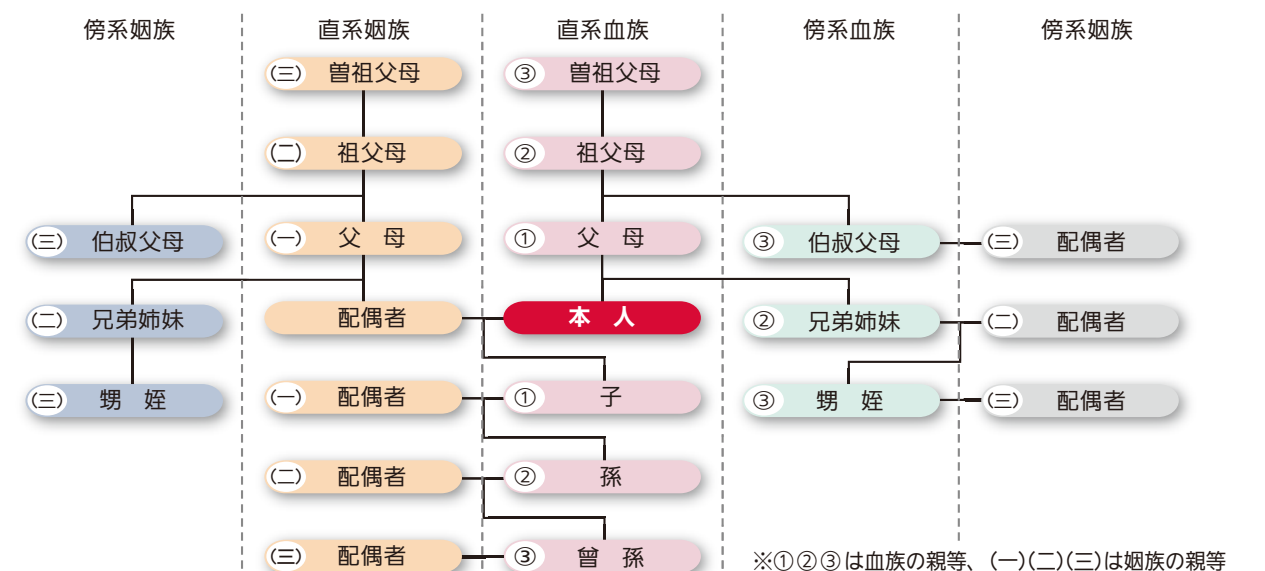
- ① 契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 契約者の直系血族
 - ③ 契約者の兄弟姉妹
 - ④ 契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族
- 上記のほか、契約者と次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人
- ⑤ 契約者と同居または生計を一にしている人
 - ⑥ 契約者の財産管理を行っている人
 - ⑦ 死亡給付金受取人・継続年金受取人
 - ⑧ その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※指定代理請求人については、上記の「契約者」を「被保険者」に読み替えます。

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



※①②③は血族の親等、(一)(二)(三)は姻族の親等

契約概要

利率固定プラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、あらかじめ定められた利率を適用する
保険料定額払の年金保険です。

正式名称

外貨建個人年金保険

1 引受保険会社について

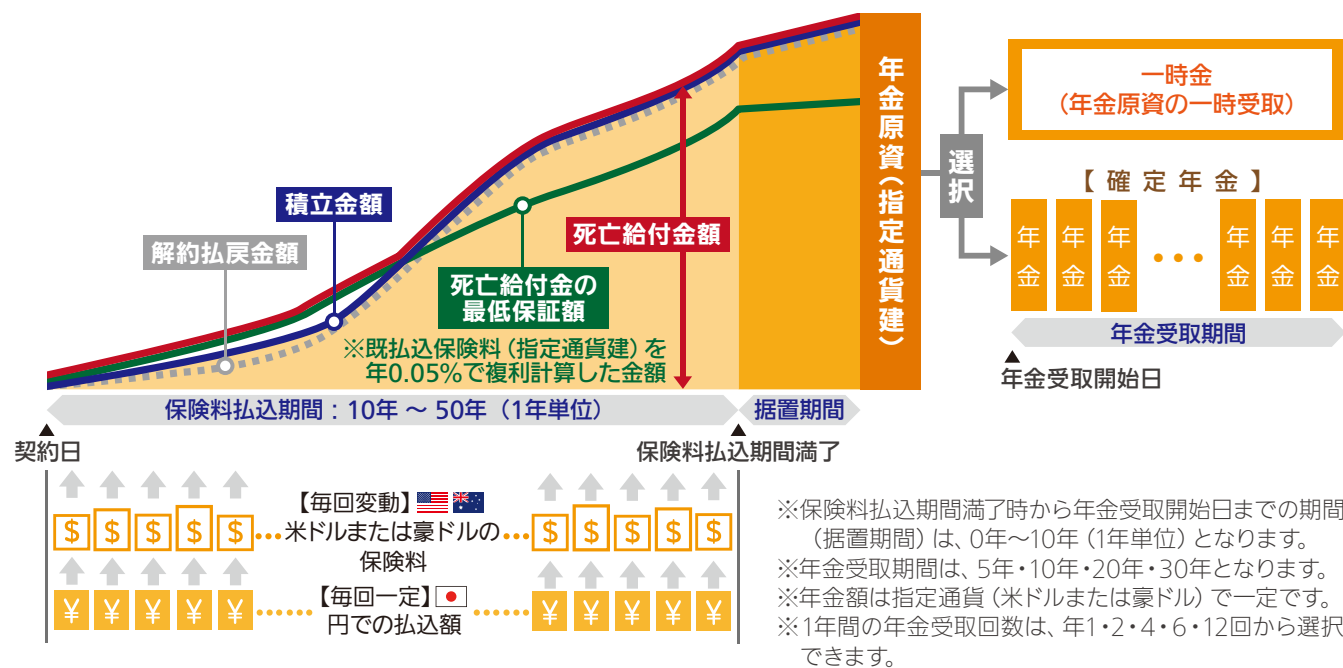
- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-770-837 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、保険料払込期間において、毎月または毎年、保険料をお支払いいただき、被保険者が所定の年齢に達したときから、一定額の年金をお受け取りいただける外貨建の年金保険です。
- ご契約に適用される通貨（指定通貨）は、米ドルまたは豪ドルよりご指定いただきます。
- 円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）が付加されているため、毎回の保険料は、一定額の円にてお支払いいただきます。
- 払込まれた保険料は、所定の為替レートで指定通貨に換算し積立てられます。積立てられる指定通貨建の金額は毎回変動します。
- 市場金利情勢にかかわらず、所定の予定利率が保険期間中、適用されます。
- 年金受取開始日前に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。
- この保険は解約払戻金の計算時に、解約の時期に応じた解約控除が適用されます。

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。



3 この保険の為替リスクについて

この保険は、**為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 予定利率について

- 予定利率とは、あらかじめ設定された、積立金に適用される利率をいいます。
- 適用された予定利率は、保険料払込期間から年金受取期間を通じて一定です。
- 積立金額は、保険料から保険契約の締結や維持にかかる費用を差し引き、ご契約時に適用される予定利率によって計算された金額から、定期的に保険契約の締結や維持、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。
- 積立金は、単に保険料を予定利率で複利運用したものではありません。

6 ご契約のお取り扱いについて

年金種類		確定年金				
契約年齢		0歳～70歳（契約日における被保険者の満年齢） ※契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。				
保険料払込期間		10年～50年（1年単位） ※保険料払込期間満了時から年金受取開始日までの期間（据置期間）は、0年～10年（1年単位）となります。				
年金受取開始年齢		10歳～85歳				
指定通貨		米ドル、豪ドル				
保険料払込通貨		円　※円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）付加				
保険料範囲 （円払込額）	最低	月払：20,000円、年払：240,000円　（1,000円単位）				
	最高	払込保険料累計見込額：3億円 ※同一被保険者で当社所定の他の平準払定額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。				
高額割引		保険料（円払込額）が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。				
		<table><tr><td>基準額</td><td>800,000円（67,000円）以上</td></tr><tr><td>年払保険料（月払保険料）</td><td>500,000円（42,000円）以上</td></tr></table>	基準額	800,000円（67,000円）以上	年払保険料（月払保険料）	500,000円（42,000円）以上
		基準額	800,000円（67,000円）以上			
年払保険料（月払保険料）	500,000円（42,000円）以上					
※高額割引の適用可否の判定はご契約ごとに行い、他のご契約との通算は行いません。 ※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。						
保険料払込方法		月払、年払				
保険料払込経路		・口座振替扱（第1回保険料は指定金融機関口座への送金） ・クレジットカード扱				
契約者		被保険者の3親等以内のご親族				
死亡給付金受取人		被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。				
年金受取人		契約者または被保険者				
継続年金受取人		・年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 ・継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。				

その他取扱について	次のお取り扱いはありません。 ・年金種類、保険料払込期間、年金受取開始年齢、年金受取期間の変更 ・指定通貨の変更 ・保険料の増額 ・契約者貸付 ・保険料の振替貸付（保険料のお立替え）
-----------	--

※具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取り扱いについて

■被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、次の方法でお受け取りいただけます。

確定年金	年金受取期間：5・10・20・30年
一時金 （年金原資の一時受取）	年金受取にかえて、年金原資を一時受取することができます。 ※年金受取開始時までにお手続きが必要となります。

※円での年金受取の場合は年金円換算支払特約、円での一時金受取の場合は円換算支払特約が付加されます。

■1年間の年金受取回数は、年金受取開始時に、所定の範囲内（年1・2・4・6・12回）で選択ができます。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。

※当社所定の範囲内での取り扱いとなり、将来変更されることがあります。

■年金額のもととなる年金原資は年金受取開始日前日末まで確定しないため、**年金額は年金受取開始日まで確定しません**。なお、年金額は、契約日における予定利率や予定死亡率等に基づいて計算され算出されます。

9 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 （お支払いに際しての制限事項）
死亡給付金	被保険者が 年金受取開始日前 に亡くなられた とき	被保険者が亡くなられた日の属する月の末日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②既払込保険料相当額を 年0.05%で複利計算した金額	・責任開始の日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合 ・重大事由によりご契約が解除された場合 等

10 付加できる主な特約について

円 換 算 払 込 特 約

- この保険には、円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）があらかじめ付加されているため、保険料は一定額の円でのお払込みとなります。
- 指定通貨に換算された保険料は、この特約に適用される為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに変動（増減）します。

※この特約を解約することはできません。

円 換 算 支 払 特 約

解約払戻金および死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年 金 円 換 算 支 払 特 約

- 毎回の外貨（指定通貨）建の年金を円で受け取ることができます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円換算支払特約とあわせて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は指定通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、変更のお申出がない限り、ご契約時に指定した次の計算による損益分岐レートとなります。
損益分岐レート（1円単位）＝保険料円払込総額（円）÷年金受取総額（指定通貨建）
※1円未満は切り上げ
- 年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは、50円～200円の範囲（1円単位）で変更することができます。
- 指定通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 指定通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または指定通貨で引き出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、指定通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、指定通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

円 建 年 金 移 行 特 約

年金受取開始時に年金原資を円に換算し、円建の年金に移行することができます。

※年金額は、円に換算した年金原資に基づき、年金受取開始日における予定利率、予定死亡率等により計算され算出されます。

※移行後の年金種類や年金受取期間は、移行前と同様となります。

※移行後の年金額が10万円に満たない場合には移行できません。

個人年金保険料税制適格特約

- お払込みいただく保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けることができます。
- 次のすべてを満たす場合に付加することができます。
 - ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ②年金受取人は被保険者と同一人であること
 - ③保険料払込期間が10年以上であること
 - ④年金種類が確定年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

※この特約のみを解約することはできません。

※上記の条件を満たさないご契約内容の変更は、お取り扱いできません。

※ご契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としての所得控除の適用は受けられません。

※保険料の減額等に伴う払戻金がある場合は払戻しせずに、当社所定の利率により積立てておき、年金受取開始時に年金額の買増しにあてられます。

保 険 契 約 者 代 理 特 約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指 定 代 理 請 求 特 約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

次のページに続きます

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
円換算払込特約	第1回保険料（相当額）	当社が受領した日	TTM + 50 銭
	第2回以後の保険料	払込期月の前月末日	
円換算支払特約	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM − 50 銭
年金円換算支払特約	年金	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	
円建年金移行特約	年金原資	年金受取開始日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。
なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。
※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

11 保険料払込の停止、保険料払込の自動停止について

契約日から120ヵ月経過し、その期間に対応する保険料が払込まれているご契約の場合、保険料のお払込みが困難になられたときでも、次の方法でご契約を有効に継続することができます。

- ・保険料払込の停止（ご契約者からのお申出によりお払込みを停止します）
- ・保険料払込の自動停止（保険料の払込がないまま、猶予期間を経過した場合、自動的に停止します）

※保険料のお払込みは再開することができます。
※保険料のお払込みがあった場合と比べて、積立金額は少なくなります。
※払込停止期間がある場合でも、保険料払込期間満了日に変更はありません。

12 解約等について

- 年金受取開始日前にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
※個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、減額による払戻金のお支払いはありません。この場合、年金受取開始時まで当社所定の利率で積立て、年金額の買増しにあてられます。
- 保険料を減額した場合、同じ割合で払込まれた保険料額、積立金額についても減額されます。また、減額分は解約したものととして取り扱います。なお、減額後の保険料が下記の金額を下回る場合は、お取り扱いできません。
 - ・月払契約の場合：20,000円
 - ・年払契約の場合：240,000円
- 解約払戻金額は、契約日からの経過月数に応じて次のとおりとなります。

契約日から 120ヵ月間	解約払戻金額 = 解約・減額時の積立金額 × (1 − 解約控除率)
	解約控除率 = 36% × (1 − 経過月数 / 120)
契約日から 120ヵ月経過以後	解約払戻金額 = 積立金額 ※解約控除は適用されません。

※契約日からの経過月数は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。

契約概要

利率連動プラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、市場金利情勢に応じて定まる利率を適用する
保険料定額払の年金保険です。

正式名称

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-770-837 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

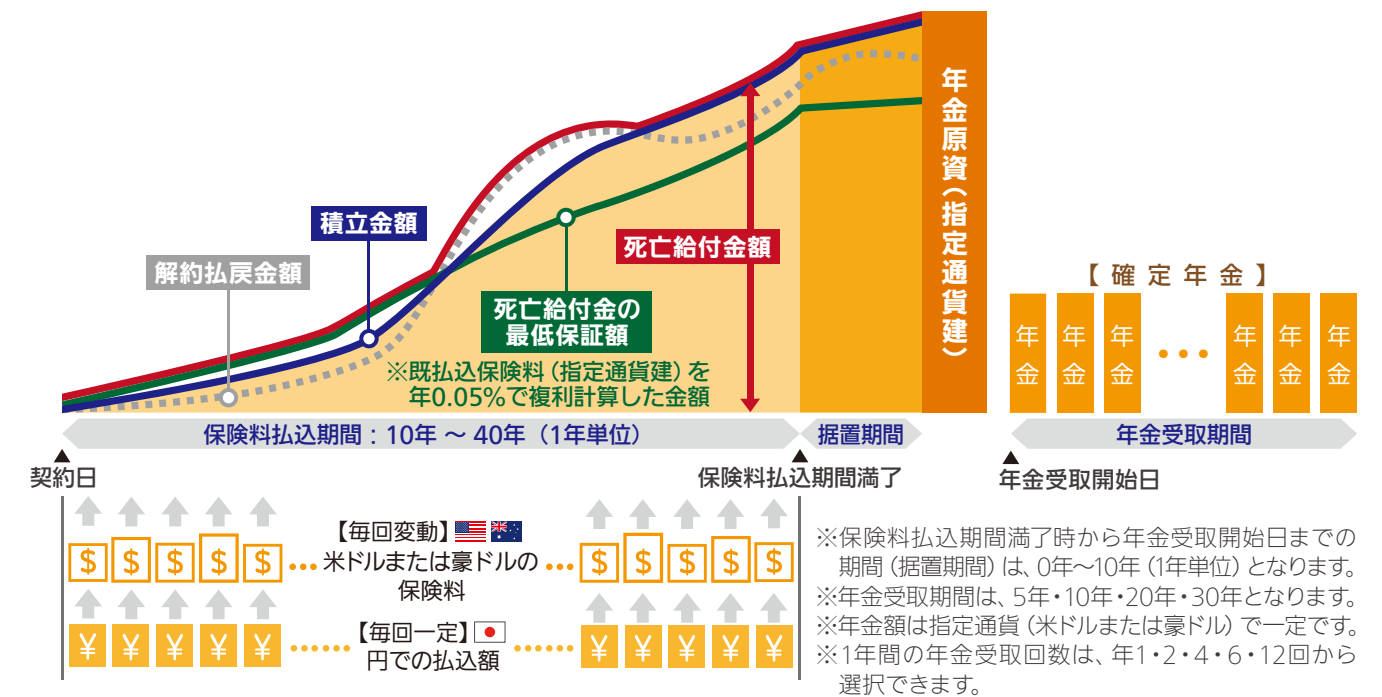
2 この保険のしくみについて

- この保険は、保険料払込期間において、毎月または毎年、保険料をお支払いいただき、被保険者が所定の年齢に達したときから、一定額の年金をお受け取りいただける外貨建の年金保険です。
- ご契約に適用される通貨（指定通貨）は、米ドルまたは豪ドルよりご指定いただきます。
- 円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）が付加されているため、毎回の保険料は、一定額の円にてお支払いいただきます。
- 払込まれた保険料は、所定の為替レートで指定通貨に換算し積立てられます。積立てられる指定通貨建の金額は毎回変動します。
- 市場金利情勢に応じてご契約時に設定される予定利率が保険期間中、適用されます。
- 年金受取開始日前に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金をお支払いします。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ（市場価格調整）となっております。さらに、解約の時期に応じた解約控除が適用されます。

利率連動プラン

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。



3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は、年金受取開始日前の解約払戻金額、年金受取開始日以後の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額が保険料の払込総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- この保険は、**為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 予定利率について

■ 予定利率は、毎月 1 回（1 日）設定され、責任開始日が属する月の予定利率が適用されます。**責任開始日時点の予定利率が適用されますので、申込日時点の予定利率と異なる可能性があります。**

※責任開始日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合、第 1 回保険料（相当額）を受け取った日をいいます。

■ 予定利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用して設定されます。

□ 予定利率の計算方法

基準金利	+	安全率	▶	予定利率
基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債（米国債またはオーストラリア国債）の複利利回り（指標金利）の平均値			
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（－0.5%～＋1.5%の範囲内）			

- 責任開始日に適用された予定利率は、保険料払込期間から年金受取期間を通じて一定です。
- 積立金額は、保険料から保険契約の締結や維持にかかる費用を差し引き、ご契約時に適用される予定利率によって計算された金額から、定期的に保険契約の締結や維持、死亡保障に必要な費用などの保険契約関係費を控除した金額です。
- 積立金は、単に保険料を予定利率で複利運用したものではありません。

6 ご契約のお取り扱いについて

年金種類		確定年金
契約年齢		0 歳～70 歳（契約日における被保険者の満年齢） ※契約日は、責任開始日の属する月の翌月 1 日となります。
保険料払込期間		10 年～40 年（1 年単位） ※保険料払込期間満了時から年金受取開始日までの期間（据置期間）は、0 年～10 年（1 年単位）となります。
年金受取開始年齢		10 歳～85 歳
指定通貨		米ドル、豪ドル
保険料払込通貨		円 ※円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）付加
保険料範囲 （円払込額）	最低	月払：20,000 円、年払：240,000 円 （1,000 円単位）
	最高	払込保険料累計見込額：3 億円 ※同一被保険者で当社所定の他の平準払定額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して 3 億円を超えることはできません。

高額割引	保険料（円払込額）が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。	
	基準額	800,000 円（67,000 円）以上
	年払保険料（月払保険料）	500,000 円（42,000 円）以上
※高額割引の適用可否の判定はご契約ごとに行い、他のご契約との通算は行いません。 ※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。		
保険料払込方法	月払、年払	
保険料払込経路	• 口座振替扱（第 1 回保険料は指定金融機関口座への送金） • クレジットカード扱	
契約者	被保険者の 3 親等以内のご親族	
死亡給付金受取人	被保険者の 3 親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※ 1% 単位で合計が 100% となるようご指定いただきます。	
年金受取人	契約者または被保険者	
継続年金受取人	• 年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受け取りいただけます。 • 継続年金受取人は、年金受取人の 3 親等以内のご親族から 1 名のみお選びいただけます。	
その他取扱について	次のお取り扱いはありません。 • 年金種類、保険料払込期間、年金受取開始年齢、年金受取期間の変更 • 指定通貨の変更 • 保険料の増額 • 契約者貸付 • 保険料の振替貸付（保険料のお立替え） • 保険料払込の停止、自動停止	

※具体的なご契約内容については、「契約申込書（情報端末のお手続き画面を含みます）」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取り扱いについて

■被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、年金をお受け取りいただけます。

確定年金	年金受取期間：5・10・20・30年
------	--------------------

※年金原資の一時受取のお取り扱いはありません。

■年金受取にかえて、年金の一括受取をする場合、契約日から40年間は市場価格調整が適用されます。この場合、受取総額が保険料の払込総額を下回る可能性があります。

■1年間の年金受取回数は、年金受取開始時に、所定の範囲内（年1・2・4・6・12回）で選択ができます。

※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。
※当社所定の範囲内での取り扱いとなり、将来変更されることがあります。

■年金額のもととなる年金原資は年金受取開始日前日末まで確定しないため、**年金額は年金受取開始日まで確定しません**。なお、年金額は、契約時における予定利率や予定死亡率等に基づいて計算され算出されます。

9 保障内容（死亡給付金のお支払い）について

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 （お支払いに際しての制限事項）
死亡給付金	被保険者が 年金受取開始日前 に亡くなった とき	被保険者が亡くなった日の属 する月の末日における次のい ずれか大きい金額 ①積立金額 ②既払込保険料相当額を 年0.05%で複利計算した金額 ③解約払戻金額	・責任開始の日からその日を含 めて3年以内に被保険者が自 殺した場合 ・重大事由によりご契約が解除 された場合 等

10 付加できる主な特約について

円換算払込特約

- この保険には、円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）があらかじめ付加されているため、保険料は一定額の円でのお払込みとなります。
- 指定通貨に換算された保険料は、この特約に適用される為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに変動（増減）します。

※この特約を解約することはできません。

円換算支払特約

解約払戻金および死亡給付金等を円で受け取ることができます。

年金円換算支払特約

- 毎回の外貨（指定通貨）建の年金を円で受け取ることができます。
- この特約の付加による円での受け取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円換算支払特約とあわせて付加することにより、年金受取日（為替判定日）の為替レートが、設定された為替レート（為替ターゲットレート）と同一または円安となった場合は円で年金を受け取り、円高となった場合は指定通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、変更のお申出がない限り、ご契約時に指定した次の計算による損益分岐レートとなります。
損益分岐レート（1円単位）＝保険料円払込総額（円）÷年金受取総額（指定通貨建）

※1円未満は切り上げ

- 年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは、50円～200円の範囲（1円単位）で変更することができます。
- 指定通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による受け取りとなります。
- 指定通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または指定通貨で引き出すことができます。

※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、指定通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、指定通貨による据置年金および利息の全額の受け取りとなります（年金受取人からお申出があった場合は、円による受け取りに変更することができます）。

次のページに続きます

個人年金保険料税制適格特約

- お払込みいただく保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用を受けることができます。
- 次のすべてを満たす場合に付加することができます。
 - ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
 - ②年金受取人は被保険者と同一人であること
 - ③保険料払込期間が10年以上であること
 - ④年金種類が確定年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

※この特約のみを解約することはできません。
※上記の条件を満たさないご契約内容の変更は、お取り扱いできません。
※ご契約者の変更により、上記①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、個人年金保険料控除の対象としての所得控除の適用は受けられません。
※保険料の減額等に伴う払戻金がある場合は払戻しせずに、当社所定の利率により積立てておき、年金受取開始時に年金額の買増しにあてられます。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。
※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定代理請求人が年金の請求（代理請求）を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

付加できる特約について、くわしくは👉 **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

付加する特約	対象	換算基準日	適用為替レート
円換算払込特約	第1回保険料（相当額）	当社が受領した日	TTM + 50 銭
	第2回以後の保険料	払込期月の前月末日	
円換算支払特約	・解約払戻金 ・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM − 50 銭
年金円換算支払特約	年金	年金受取日または必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日のいずれか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日の翌営業日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
※TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
なお、1日のうちにTTM（対顧客電信仲値）の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。
なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。
※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

11 保険料払込の停止、保険料払込の自動停止について

保険料払込の停止や保険料払込の自動停止のお取り扱いはありません。

12 解約等について

■年金受取開始日前にご契約を解約・減額され、解約払戻金がある場合にお受け取りいただきます。

※個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、減額による払戻金のお支払いはありません。この場合、年金受取開始時まで当社所定の利率で積立て、年金額の買増しにあてられます。

■保険料を減額した場合、同じ割合で払込まれた保険料額、積立金額についても減額されます。また、減額分は解約したものとして取り扱います。なお、減額後の保険料が下記の金額を下回る場合は、お取り扱いできません。

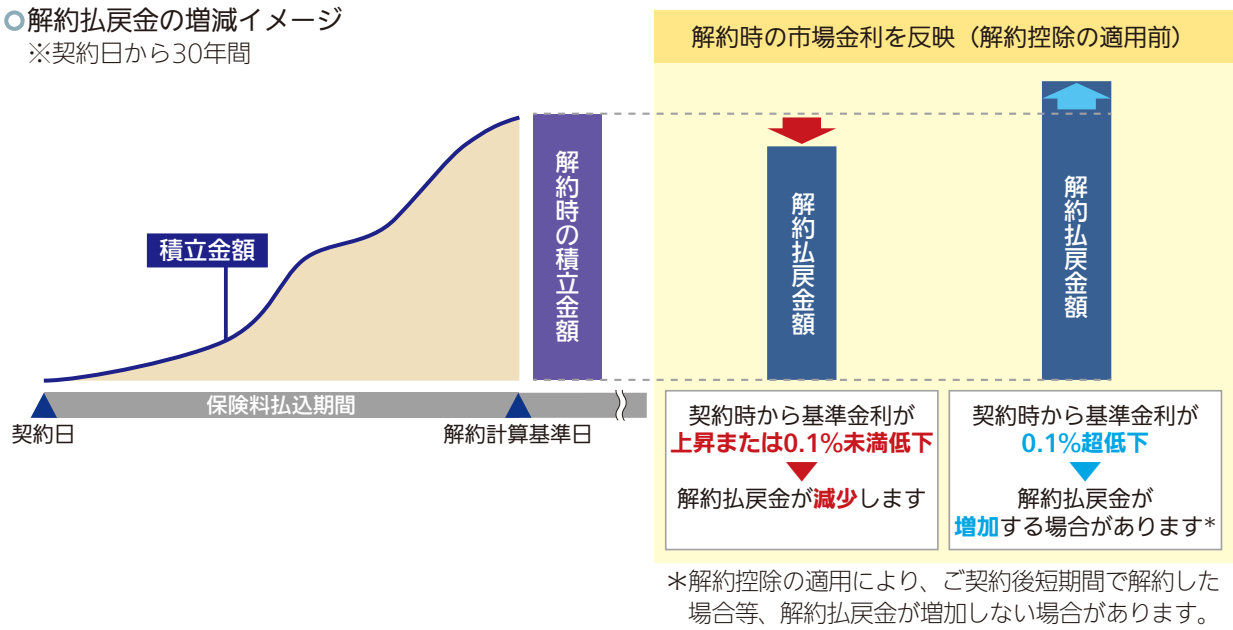
- ・月払契約の場合：20,000円
- ・年払契約の場合：240,000円

■年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受け取りいただくことができます。

■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際して、**契約日から40年間は市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が保険料の払込総額を下回ることがあります。**

■市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

○解約払戻金の増減イメージ
※契約日から30年間



■市場価格調整の適用にあたって、契約日から30年間は、金利変動等の影響を補正するための率（0.1%）を計算に用いるため、契約日からの経過年数に応じて次のような影響を受けます。

契約日から30年間	解約時や年金の一括受取時の基準金利が、契約時の基準金利より上昇または0.1%未満低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は減少し、0.1%超低下した場合には増加します。
契約日から30年経過以後	解約時や年金の一括受取時の基準金利が、契約時の基準金利より上昇した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は減少し、低下した場合には増加します。

＜計算方法＞

【解約時（年金受取開始日前）】

解約払戻金額は、解約計算基準日*¹における次の金額となります。

$$\text{解約払戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) \times (1 - \text{解約控除率})$$

【年金の一括受取時（年金受取期間中）】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日*¹における次の金額となります。

$$\text{年金の一括受取額} = \text{未払年金の現価}*^2 \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

- *¹ 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。
- *² 残余年金受取期間に対する未払年金の現価をいいます。

○市場価格調整率は次のとおり計算します。

適用期間：契約日から40年間（40年経過以後はゼロとなります）

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約時の基準金利}*^3}{1 + \text{解約時または年金の一括受取時の基準金利}*^1 + 0.1\%*^2} \right]^{\text{所定の月数}*^4 / 12}$$

- *¹ それぞれの計算基準日に適用される基準金利となります。
- *² 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日）と計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています（契約日から30年経過以後はゼロとなります）。
- *³ ご契約に適用される予定利率を計算するための基準金利となります。
- *⁴ 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「解約時または年金の一括受取時の基準金利」が「契約時の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金に解約控除を適用した金額または未払年金の現価に対して、経過年数（解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」）に応じて一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と契約時の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に解約控除を適用した金額に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.14%	1.05%	0.97%	0.89%	0.81%	0.72%	0.64%	0.56%	0.47%	0.39%

※年金の種類：10年確定年金、契約日から年金受取開始日前日までの年数：10年、契約年齢：60歳、保険料払込方法（回数）：年払で計算しています。

○解約控除率は、次のとおり計算します。

適用期間：契約日から120ヵ月間（120ヵ月経過以後はゼロとなります）

$$\text{解約控除率} = 36\% \times (12 / \text{所定の月数}*) \times (1 - \text{経過月数} / 120)$$

*月払契約の場合は保険料が払込まれた月数、年払契約の場合は保険料が払込まれた年数×12となります。

※市場価格調整率および解約控除率の計算における契約日からの経過年月数は、保険料払込期間中は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。保険料払込期間満了後は、経過した月数により判定します。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

注意喚起情報

利率固定プラン

利率連動プラン

共通

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



お客さまにご負担いただく費用があります。

▶ 該当するプランについて、ご確認ください。

この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額となります。また、外国通貨のお取り扱いに必要となる費用や解約・減額時にご負担いただく費用があります。

【保険契約関係費】

ご契約の締結や維持にかかる費用として、お払込みの保険料から控除します。また、ご契約後も定期的にご契約の締結や維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用等を控除します。保険契約関係費は、契約年齢、性別等により異なりますので、一律には記載できません。

【年金管理費】

年金受取時の費用（年金管理費）として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

【外国通貨のお取り扱いに必要となる費用】

- 年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料が必要となる場合があります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- 保険料を円で払込む場合や死亡給付金等を円貨で受け取る場合に、為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート

保険料を円で払込む場合 【円換算払込特約】	TTM + 50 銭
死亡給付金等を円貨で受け取る場合 【円換算支払特約】	TTM - 50 銭

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

利率固定プラン

利率連動プラン

共通

【解約・減額時にご負担いただく費用（解約控除）】

解約や減額をする場合には、解約控除として、契約日から10年間は経過月数に応じた次の解約控除率を乗じた金額をご負担いただきます。

利率固定プラン	解約（減額）時の積立金額* ¹ × 解約控除率 解約控除率 = 36% × (1 - 経過月数 / 120)
利率連動プラン	解約（減額）時の積立金額* ¹ に 市場価格調整を適用* ² した金額 × 解約控除率 解約控除率 = 36% × (12 / 所定の月数* ³) × (1 - 経過月数 / 120)

*1 減額の場合は、減額する部分の積立金額となります。

*2 契約日から40年間適用されます。

*3 月払契約の場合は保険料が払込まれた月数、年払契約の場合は保険料が払込まれた年数×12となります。

※市場価格調整率および解約控除率の計算における契約日からの経過年月数は、保険料払込期間中は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。保険料払込期間満了後は、経過した月数により判定します。



解約時や年金の一括受取時、受取額等が保険料の払込総額を下回ることがあります。市場リスク

▶ 利率連動プラン の場合のみご確認ください。

この保険は、年金受取開始日前の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、契約日から40年間は、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、その受取額等が保険料の払込総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**



為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

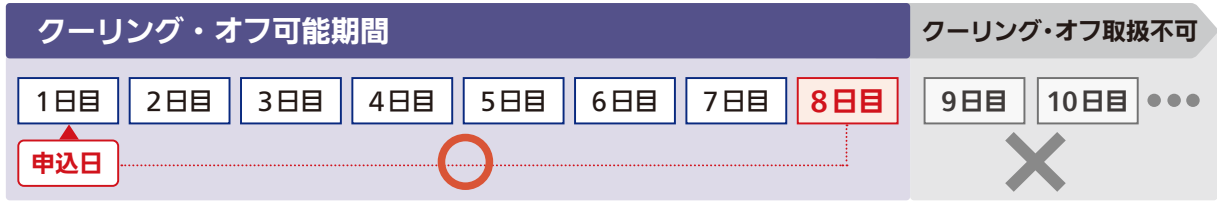
為替リスク

この保険は外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。したがって、**円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認ください、余裕資金にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

- 保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

- 保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

- 「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

- 募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

- 保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社は申込者等に対し、お申込みいただいた金額を全額お返しいたします。

※第1回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みの場合、当社でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を第1回保険料（相当額）の払込日とします。この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、お返しします。

- 次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ①申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ②債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③既契約の内容変更である場合

- 当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求いたしません。

- 保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態や職業について、告知いただく必要はありません。

- ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

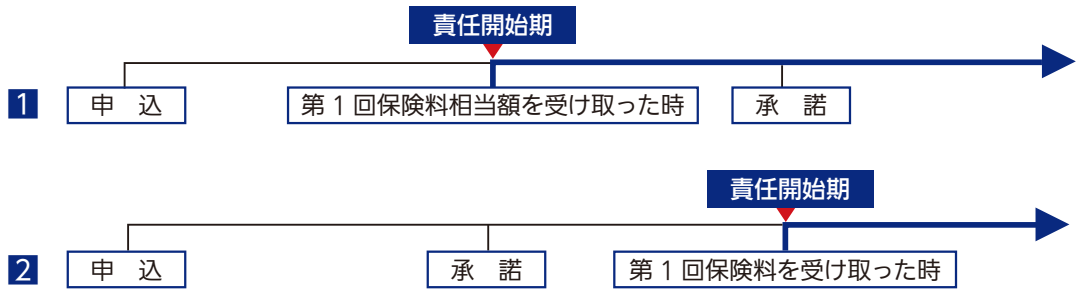
- 被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について【責任の開始】

- 当社がご契約をお引受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は第1回保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。

※第1回保険料（相当額）をクレジットカードによりお払込みの場合、当社は、クレジットカードの有効性等の確認を行ったうえでクレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時から、ご契約上の責任を負います。



- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 死亡給付金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となったとき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活について

■ 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

■ 払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。

■ 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。
ただし、「利率固定プラン」のご契約で、契約日から120ヵ月経過し、その期間に対応する保険料が払込まれている場合（「保険料払込の自動停止」の要件に該当）、ご契約は継続します。

■ いったん失効したご契約でも、失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。

※当社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する当社所定の利率による利息のお払込みが必要となります。

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 ご契約の消滅時における保険料のお取り扱いについて

解約や解除、死亡給付金のお支払い等により、ご契約が保険料期間の途中で消滅した場合、その消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払込まれているときでも、その保険料期間のうちご契約が消滅した後の期間に対応する保険料相当額の払戻しはありません。

7 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■ お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

■ お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

■ 保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

■ 指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

8 為替リスクについて

■ この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。
したがって、年金等の受取時の為替相場により円換算された年金等の受取総額が保険料円払込額の総額を下回ることがあります。

■ 円でのお払込みやお受け取りをする際、為替相場の変動により次のような影響を受けます。

- 保険料円払込額を指定通貨建に換算する際、指定通貨建の保険料は適用される為替レートの変動に応じてお払込みのたびに変動（増減）します。
- 指定通貨建の年金、死亡給付金等を円に換算してお受け取りになる際、その受取額は適用される為替レートの変動に応じて変動（増減）します。

▼適用為替レートの変動に応じた保険料、年金額の変動（増減）の例（米ドル建の場合）

○ 保険料円払込額：24万円の場合

適用為替レート	第1回保険料	第2回保険料	第3回保険料
	1米ドル＝80円	1米ドル＝100円	1米ドル＝120円
外貨建保険料	3,000米ドル	2,400米ドル	2,000米ドル

○ 年金額：5,000米ドルの場合

適用為替レート	第1回年金額	第2回年金額	第3回年金額
	1米ドル＝110円	1米ドル＝100円	1米ドル＝90円
円受取額	55万円	50万円	45万円

9

元本割れが生じる場合について
▶ 該当するプランについて、ご確認ください。

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

利率固定プラン

お申込みいただいた保険料の一部は、ご契約の締結・維持、死亡保障に必要な費用等にあてられます。また、契約日から10年間は経過月数に応じた解約控除を適用します。したがって、多くの場合、解約払戻金額はご契約後しばらくの間、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

利率連動プラン

- お申込みいただいた保険料の一部は、ご契約の締結・維持、死亡保障に必要な費用等にあてられます。また、解約払戻金額は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。さらに、契約日から10年間は経過月数に応じた解約控除を適用します。したがって、多くの場合、解約払戻金額は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 年金の一括受取額は、市場価格調整を適用して計算します。したがって、年金の一括受取をした場合、年金の一括受取額と総受取年金額との合計額が、お払込保険料の合計額を下回る場合があります。

※契約日からの経過月数は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは  **契約概要** **12** **解約等について** をご覧ください。

10

保険契約の保護について
[生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11

預金ではなく生命保険であることについて
[預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

12

新たな保険契約への乗り換えについて
[現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

13 税金のお取り扱いについて

- 税務のお取り扱いは2023年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

＜保険料について＞

- お申し込みいただいた保険料は、「個人年金保険料税制適格特約」が付加されているご契約の場合、個人年金保険料控除の対象となります。なお、「個人年金保険料税制適格特約」が付加されていないご契約の場合、一般の生命保険料控除の対象となります。
- この保険は、円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）が付加されているため、生命保険料控除の対象となる保険料は、1月から12月まで*にお申し込みいただいた円による保険料の合計額となります。
*第1回保険料は契約日の属する月が基準となります。

＜年金受取開始日前＞

- 解約払戻金に対する課税
解約払戻金と既払込保険料の差額が、所得税（一時所得）・住民税の対象となります。
- 死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）＋ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

＜年金受取開始日以後＞

- 年金に対する課税（契約者＝年金受取人の場合）

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税（雑所得）＋ 住民税	所得税（一時所得）＋ 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。
また、毎年の年金受取時に所得税（雑所得）・住民税が課税されます。

＜税務取扱上の換算基準日と適用為替レート＞

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取り扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様に取り扱います。

対 象		換算基準日	適用為替レート*
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM（対顧客電信仲値）
年金	贈与税の対象となる場合	年金受取開始日	TTB（対顧客電信買相場）
	所得税の対象となる場合	年金受取日	TTM（対顧客電信仲値）
解約払戻金		必要書類の当社到着日	TTM（対顧客電信仲値）

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
※この保険は、円換算払込特約（円払込額を定める場合の特則適用）が付加されているため、保険料は円でお申し込みいただいた金額となります。
※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

14 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-770-837

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

- 指定紛争解決機関について
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
 - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）。
 - なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

✉ お客さまへの送付書類のご案内

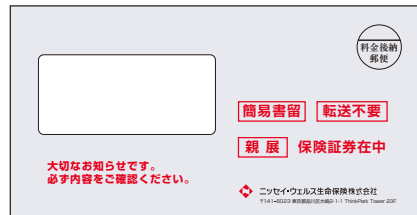
ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。なお、記載内容や発送時期等は将来変更されることがあります。

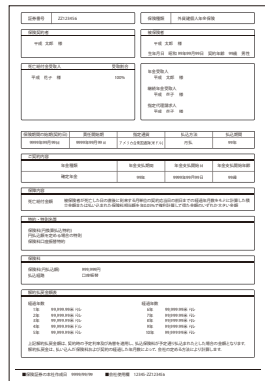
ご契約成立時 保険証券

お申込みから 10 日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。ご契約内容が記載されておりますので、**申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管してください。**

●保険証券用封筒



●保険証券



ご契約後

●ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

●生命保険料控除証明書

毎年 10 月に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。
※ご契約時期によっては、初回分は保険証券と同封してお送りする場合があります。



●年金お支払いのご案内

年金受取開始日の 3 ヶ月前に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

●年金お支払い状況のお知らせ

年金受取期間中、毎年 12 月または翌年 1 月に、年金受取人宛に普通郵便にてお送りします。

※ 12 月にお受取りの可能性があるご契約については、翌年 1 月にお送りします。

💻 WEB 版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」を WEB 版でご提供しております。WEB 版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて**閲覧・ダウンロード**していただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

💡 WEB 版の特長 ・常時閲覧可能 ・冊子での保管不要 ・拡大して閲覧可能

WEB 版 の閲覧方法

該当商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

■利率固定

外貨建個人年金保険

www.nw-life.co.jp/shiori/g25/

■利率連動

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険

www.nw-life.co.jp/shiori/g26/



ホームページから閲覧する場合

1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「**💻 WEB 版** ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

📖 冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



**ニッセイ・ウェルス生命
カスタマーサービスセンター**



0120-770-837

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。